

「有価物・資源ごみ回収費」の見直しについて



令和4年1月17日

環境部 クリーン推進課

この事業は、令和3年度末をもって廃止する予定です。

事業の見直し(廃止)の主な理由

1. 有価物・資源ごみの分別意識の浸透

平成8年に回収方法がごみ収集ステーションに一元化されてから25年が経過し、有価物・資源ごみを分別して排出することに対する市民意識は、25年前と比較すると浸透してきている。

2. 有価物・資源ごみを取り巻く環境の変化

有価物・資源ごみの売却による収益は、協力金に充てていない。

<見直し検討の背景(行財政改革の取組)>

- ・市では、今後多様化する市民ニーズや少子高齢化のさらなる進行など社会情勢の変化に対応しながら、市民サービスを維持していくために、行財政改革に取り組んでいます。
- ・捻出された財源は、新たな市民ニーズや市の施策に適切に活用していきます。

(この事業は、令和元年度・2年度に「行財政改革推進プラン」の検証対象事業として検討を行ってきました。)

<参考資料>

有価物・資源ごみ回収費

事業概要・実施背景・歴史



【事業目的】

清掃思想の啓発

一般廃棄物の減量の推進

2種類の協力金を交付



①“有価物”回収協力金

有価物回収団体に対し、ごみ収集ステーションに出された有価物の回収量に応じて、有価物回収協力金を交付。

【協力金】

- 金額:回収量1kg当たり3円
- 交付回数:年2回

【対象者】

- 有価物回収団体(PTA、町会・自治会、子供会などで構成)

(新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、古着、毛布)



②“資源ごみ”回収協力金

資源ごみ回収団体に対し、ごみ収集ステーションに出された資源ごみの回収量に応じて、資源ごみ回収協力金を交付。

【協力金】

- 金額:回収量1kg当たり3円
- 交付回数:年2回

【対象者】

- 資源ごみ回収団体(町会・自治会、地区町会自治会連合会などで構成)

(ビン、カン、金属類)

昭和30年代にPTAや子供会等の
市民団体の自主的な活動として、集団回収が開始

平成8年に市内全域で回収方法を
「拠点回収」から「ステーション回収」に一元化

● 昭和30年代

【有価物】

- PTAや子供会等の市民団体の自主的な活動として集団回収が開始(拠点回収)
- 有価物回収業者の売却収入の一部を還元金として還付



● 昭和48年

【有価物】

- 市の取組として「有価物回収団体登録制度」を発足



● 昭和53年

【有価物】

- ごみの減量化・集団回収推進のため、回収業者からの還元金に加え、「有価物回収報償金制度」を開始(現:有価物回収協力金)
- 報償金額:2円/kg



● 昭和58年

【資源ごみ】

- 「有用不燃物報奨金制度」を開始(現:資源ごみ回収協力金)
- 報奨金額:2円/kg
- 可燃物、粗大ごみ・不燃物、有用不燃物の3分別開始



● 平成7年

【資源ごみ】

- 市況の低迷から還元金が0円となり、報奨金を6円/kgに変更



● 平成8年~10年

- ごみの減量・資源化の推進のため、市内全域で回収方法を「拠点回収」から「ステーション回収」に一元化

【有価物】

- 市況の低迷から還元金が0円となり、報償金を3円/kgに変更
- 紙パックを回収品目に追加



● 平成9年

【資源ごみ】

- 「有用不燃物報奨金」を「資源ごみ回収報奨金」に名称変更
- 報奨金を3円/kgに変更
- ペットボトルの拠点回収開始



● 平成12年

【有価物】

- 「有価物回収報償金」から「有価物回収協力金」に名称変更



【資源ごみ】

- 「資源ごみ回収報奨金」から「資源ごみ回収協力金」に名称変更



● 平成29年

【有価物】

- 回収品目の「雑誌・雑紙」を「雑誌」と「雑がみ」の2品目に分割



(現在に至る)

※ 拠点回収 … 団体が指定する集積場所などで回収すること

※ ステーション回収 … ごみ収集ステーションで回収すること

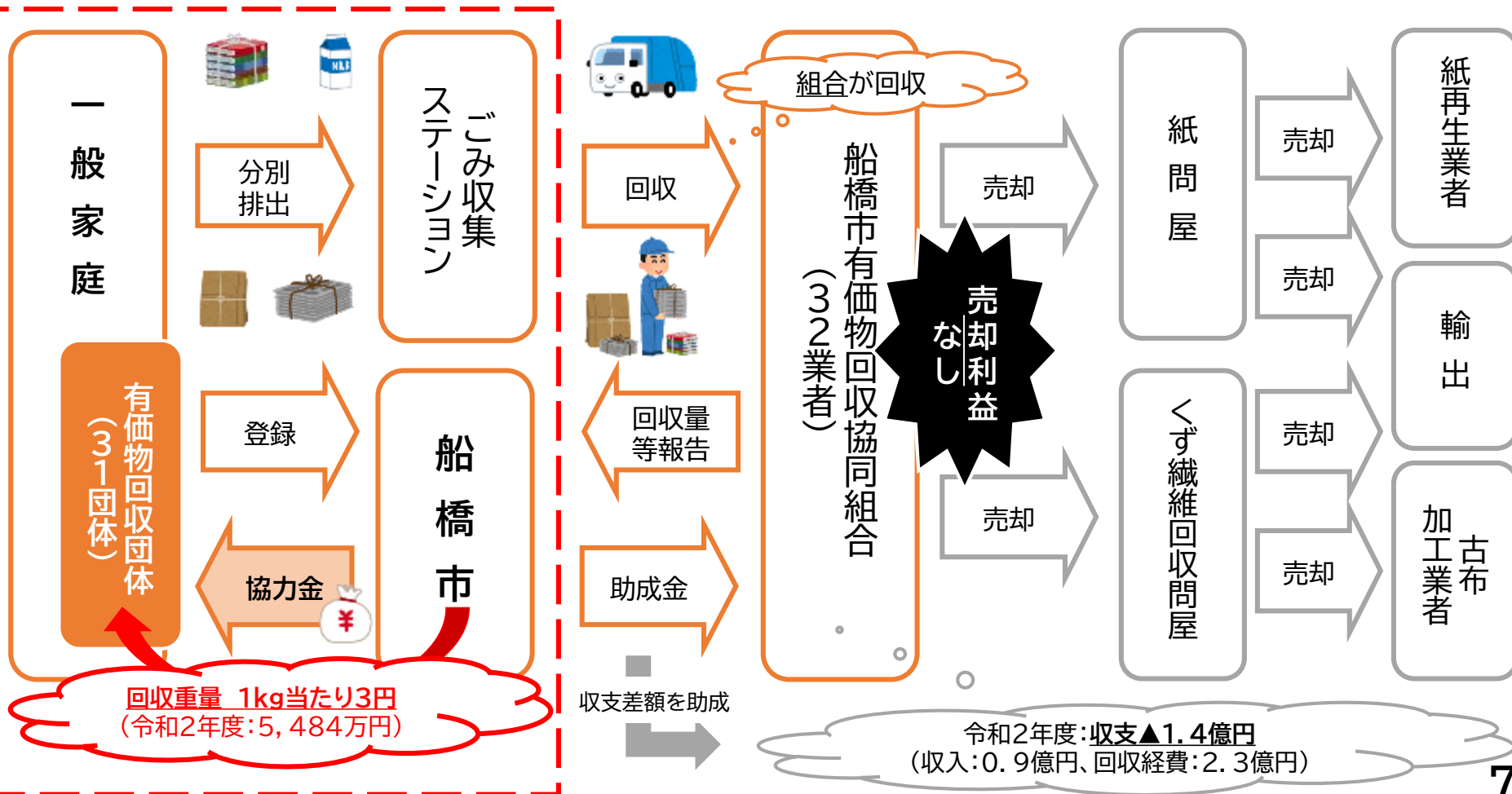
有価物・資源ごみ回収費

回収の仕組み・協力金支払いの流れ



① 有価物

- 一般家庭から分別排出された“有価物”は、ごみ収集ステーションで回収。
- 回収された“有価物”は、船橋市有価物回収協同組合により売却。
- “有価物”の回収量に応じて、市から有価物回収団体(31団体)に協力金を支払い。

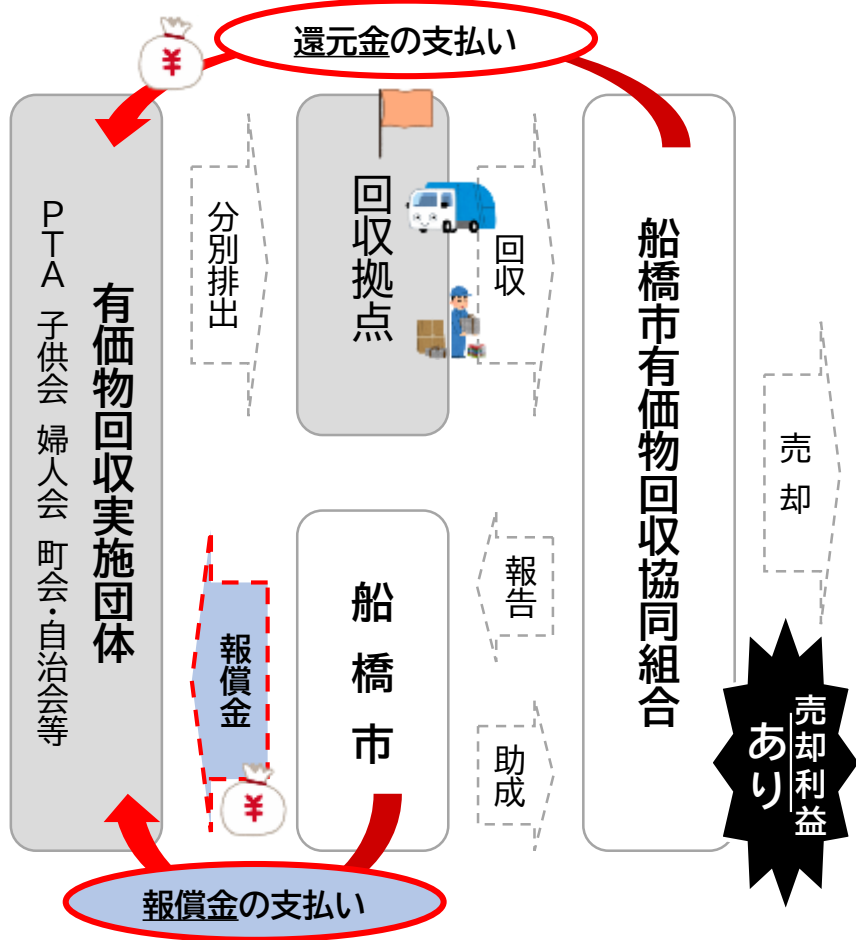


「有価物の回収と協力金支払いの流れ」の“昔”と“今”

平成7年までは有価物の売却利益があり、還元金と報償金(税金)が支払われていた。

昔

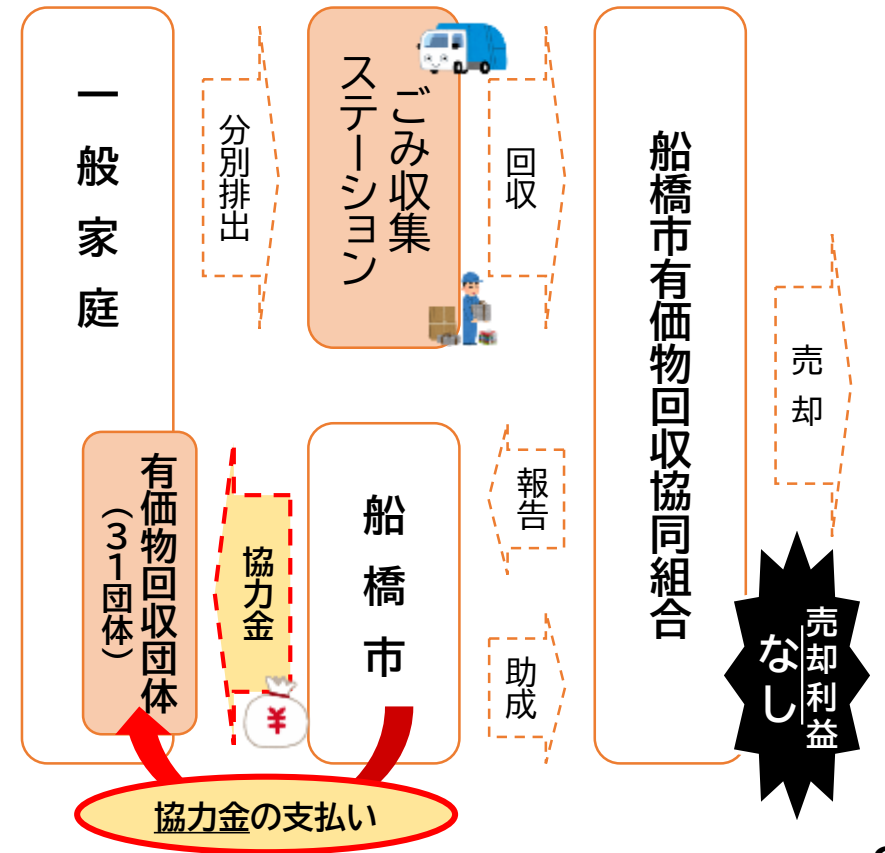
旧制度(～平成7年)



平成8年以降は有価物の売却利益がなくなり、協力金(税金)のみが支払われている。

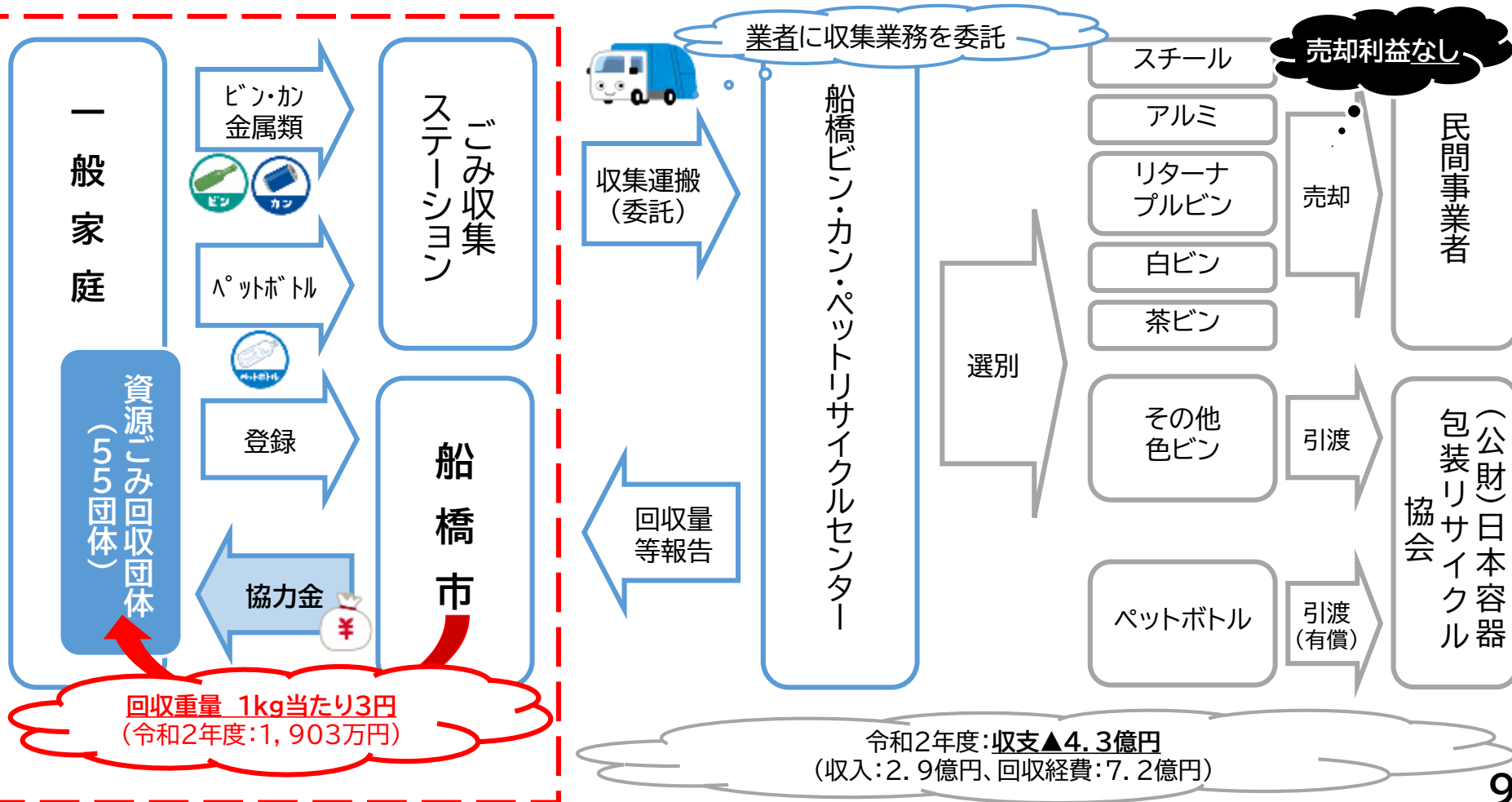
今

現行制度(平成8年～)

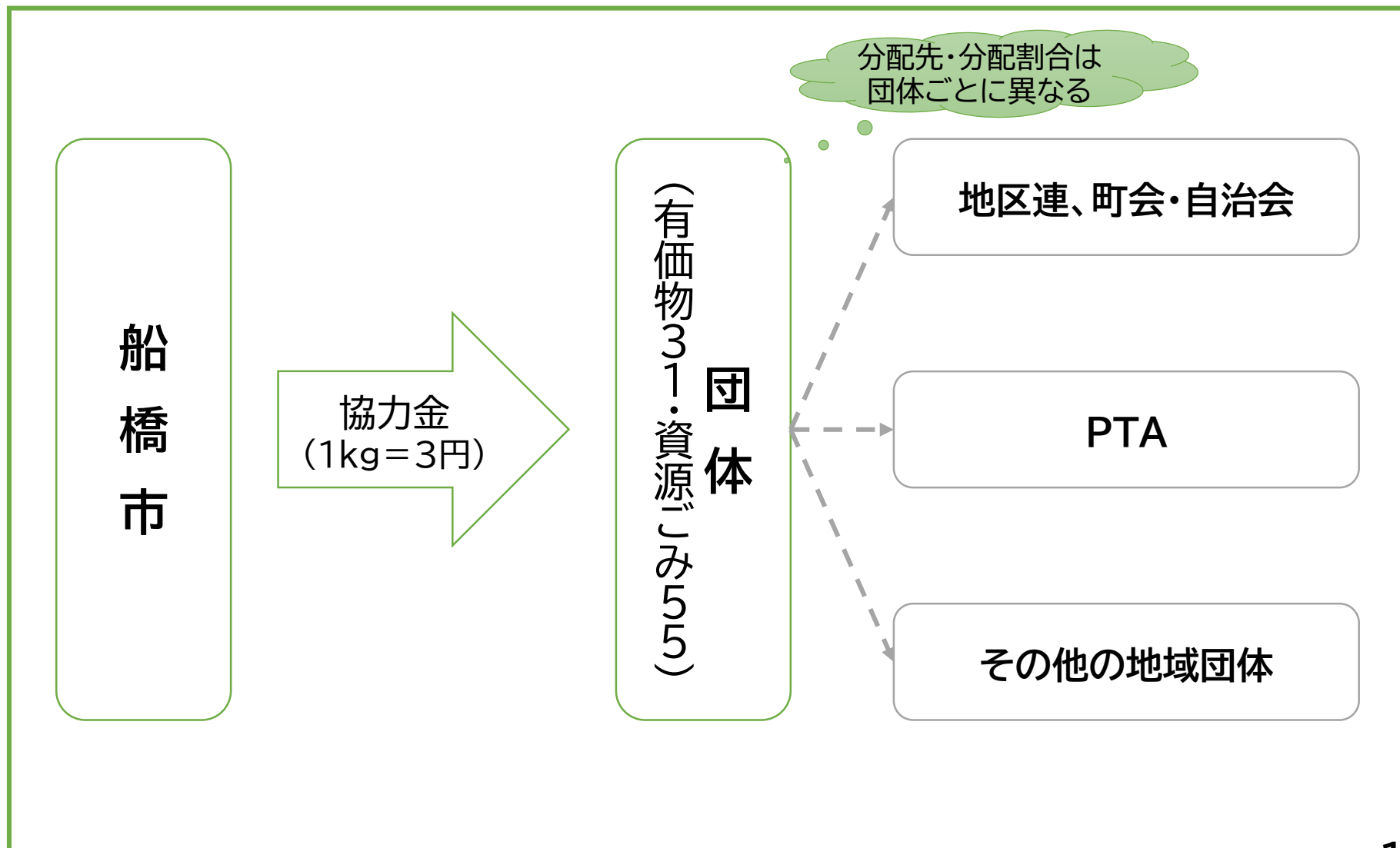


② 資源ごみ

- 一般家庭から分別排出された“資源ごみ”は、ごみ収集ステーションで回収。
- 回収された“資源ごみ”は、ビン・カン・ペットリサイクルセンターに運搬され、選別・売却。
- “資源ごみ(ペットボトルを除く)”の回収量に応じて、資源ごみ回収団体(55団体)に協力金を支払い。



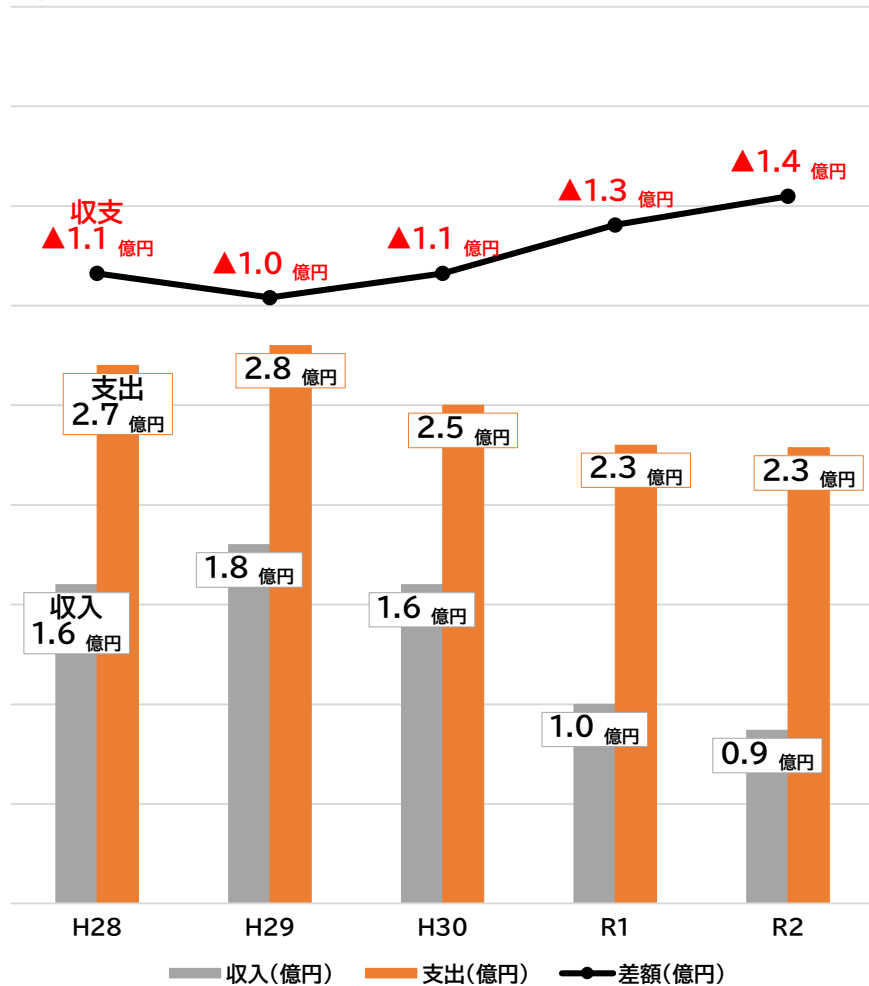
市から支払われる協力金については、
団体(有価物31・資源ごみ55)が分配先や分配割合を決定。



有価物



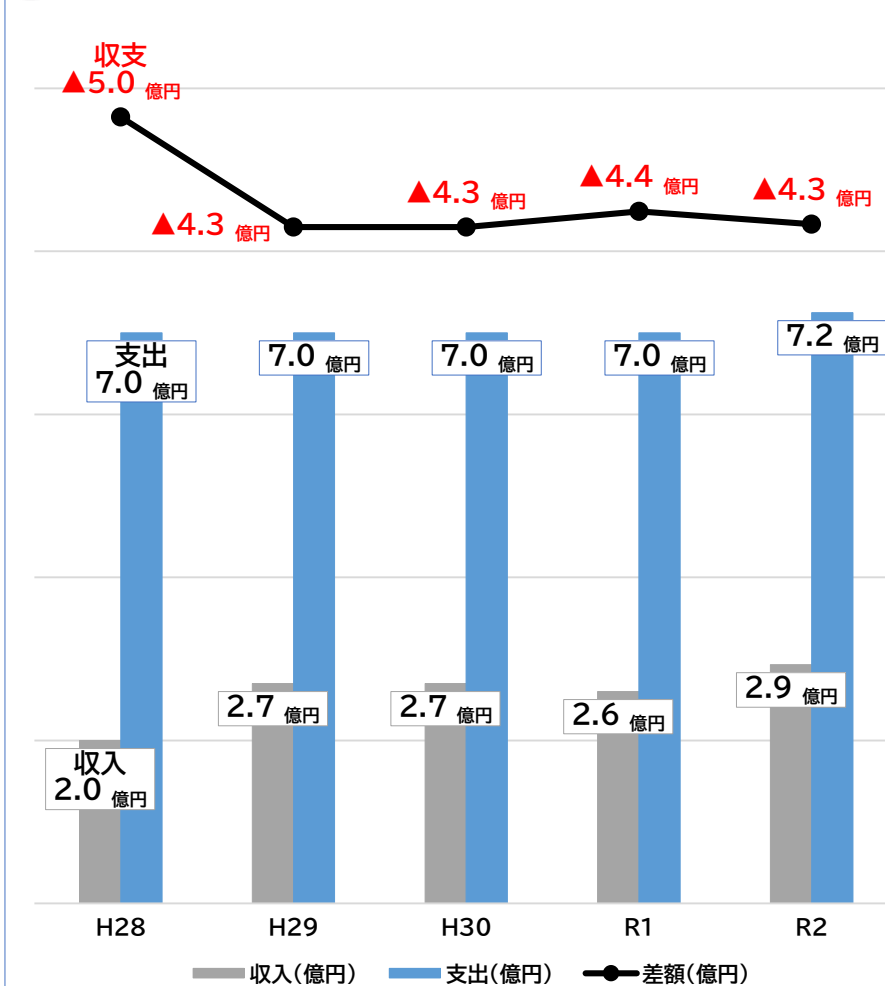
「有価物」に関する収支(H28~R2)



資源ごみ



「資源ごみ」に関する収支(H28~R2)



※ 収入…有価物回収協同組合の棚卸商買入金
 ※ 支出…有価物の回収経費
 ※ 「支出-収入」= 有価物回収助成金(限度額あり)



※ 収入…資源ごみ等売払い収入 + ペットボトルに係る有償入札拠出金
 ※ 支出…資源ごみ収集委託料 + 資源ごみ分別委託料

有価物・資源ごみ回収費

事業実績

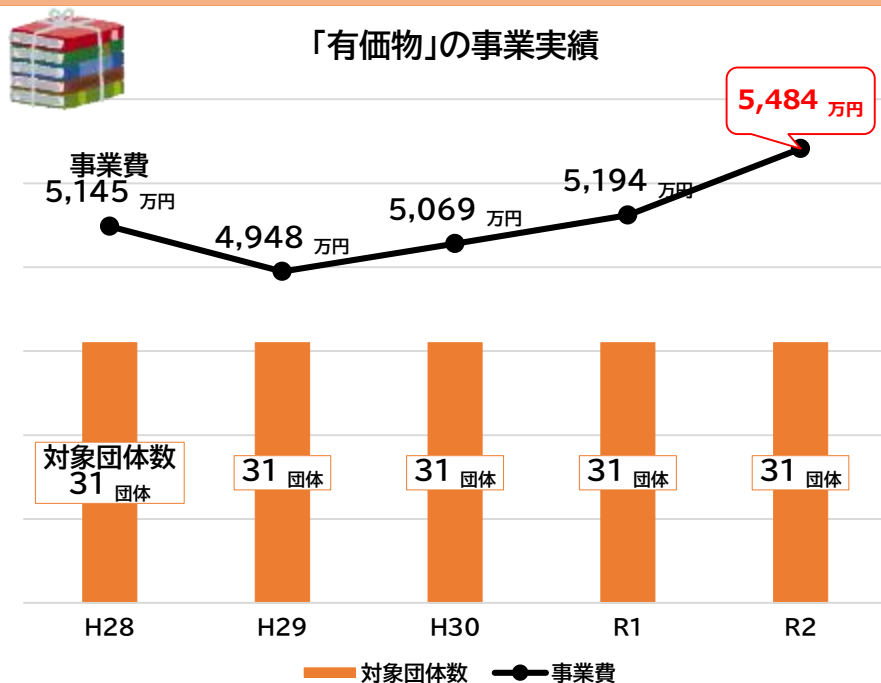


“有価物”の団体数は平成8年から、“資源ごみ”の団体数は平成27年から変化なし。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有価物 	対象団体数	31 団体	31 団体	31 団体	31 団体	31 団体
	事業費	5,145 万円	4,948 万円	5,069 万円	5,194 万円	5,484 万円
資源ごみ 	対象団体数	55 団体	55 団体	55 団体	55 団体	55 団体
	事業費	1,890 万円	1,851 万円	1,796 万円	1,777 万円	1,903 万円

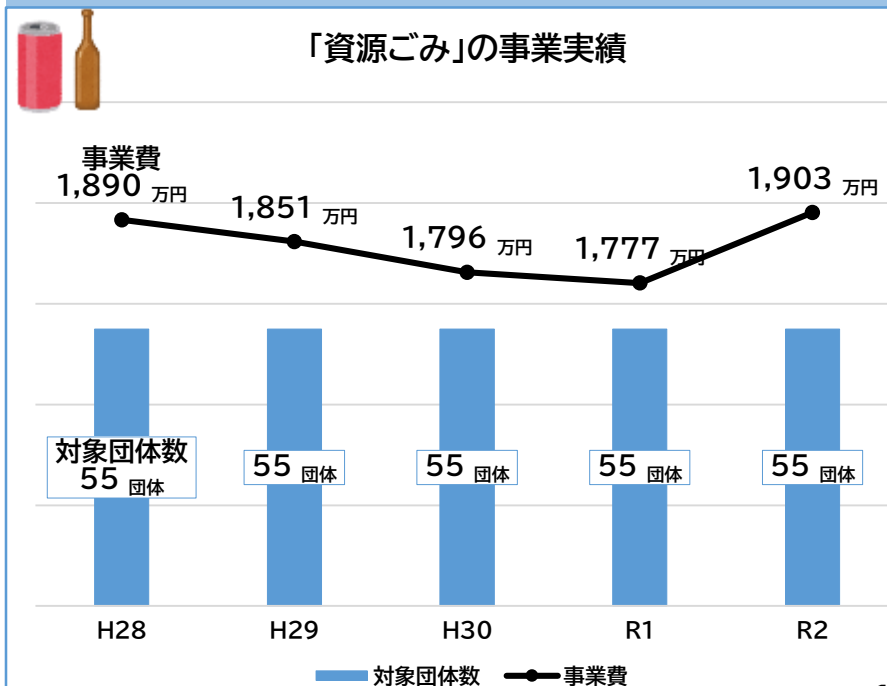
有価物

「有価物」の事業実績

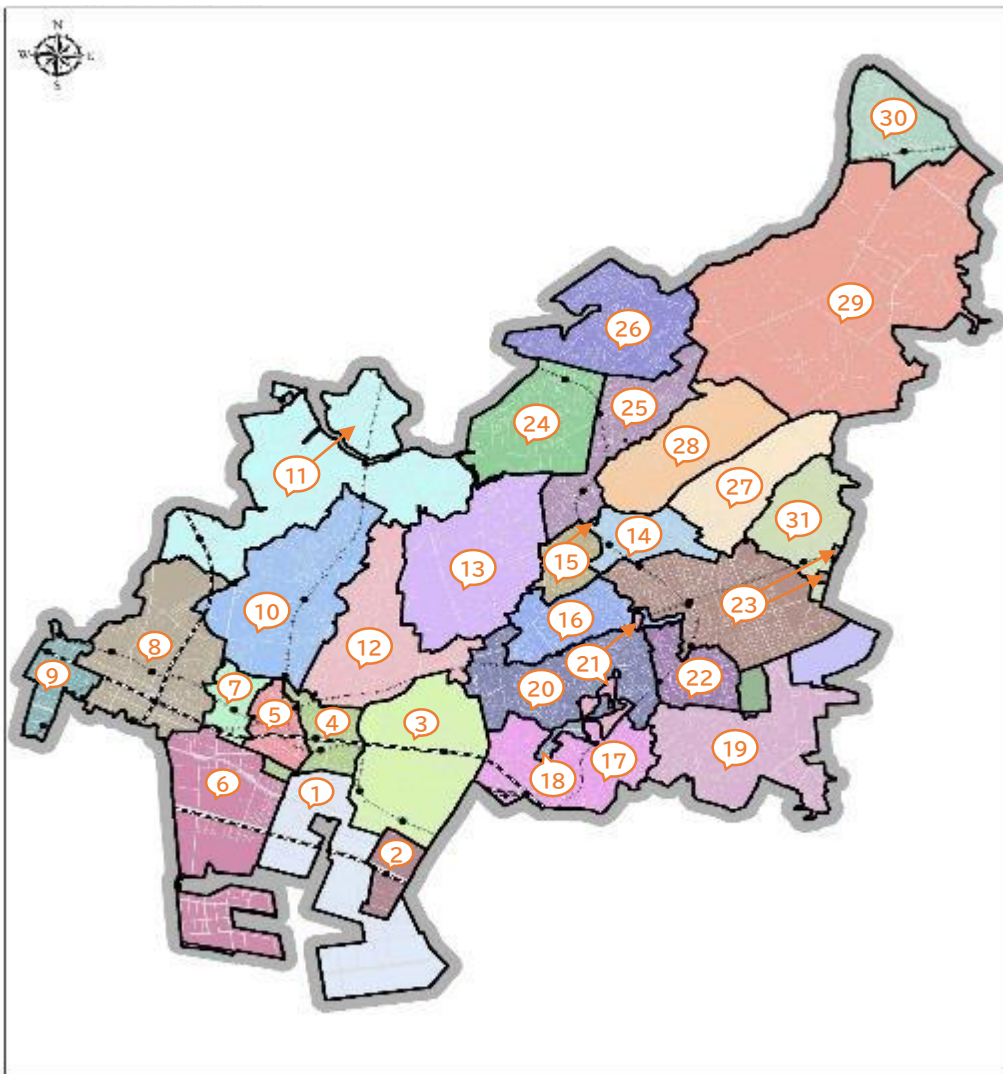


資源ごみ

「資源ごみ」の事業実績



有価物回収団体(31団体)エリアマップ

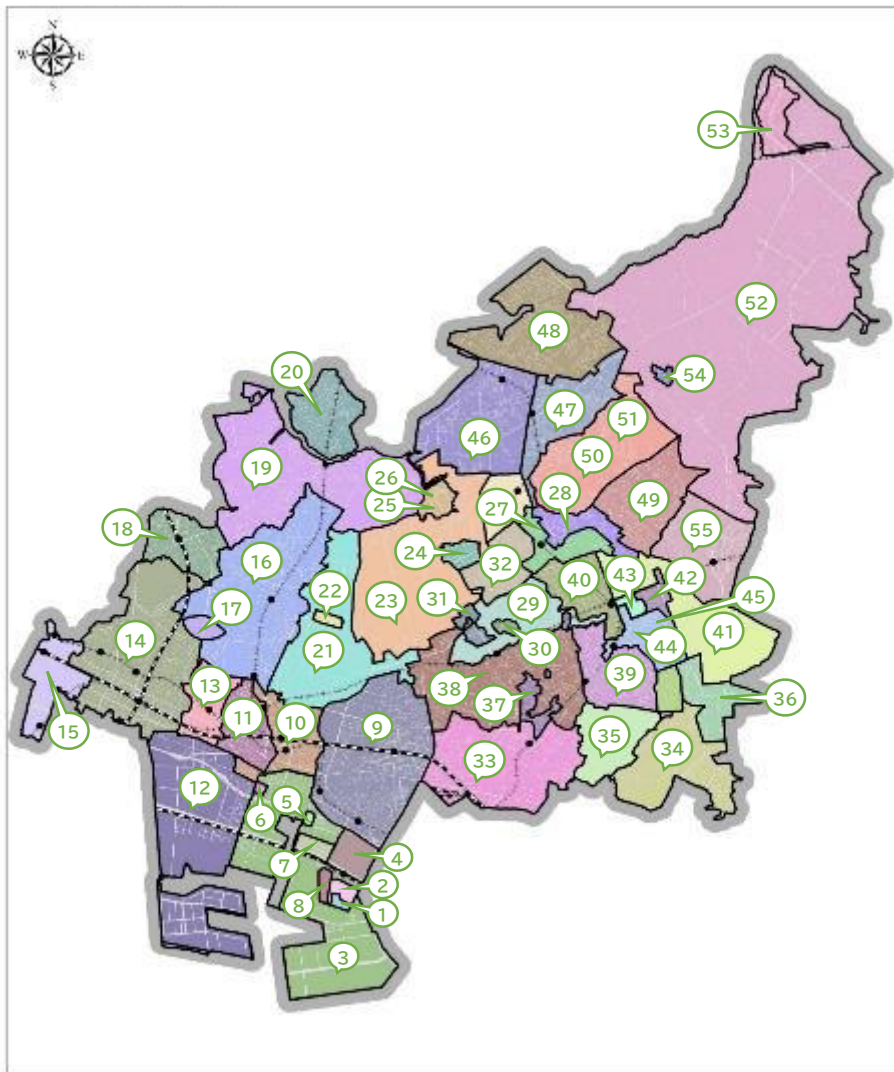


※現存する平成17年8月1時点の区域割図に基づき作成。
(最新のエリアとは異なる可能性あり)

0 1,000 2,000 3,000 4,000
SCALE=1:50,000

	地域	24地区	団体名
1	南部	湊町	湊町地区有価物連絡会
2			若松地区有価物連絡会
3		宮本	宮本地区有価物連絡会
4		本町	本町地区有価物連絡会
5		海神	クリーン船橋市民会議海神地区連絡協議会
6			南海神地区有価物連絡会
7			西海神地区有価物連絡会
8	西部	葛飾	西船地区有価物連絡会
9		中山	本中山地区有価物連絡会
10		塚田	塚田地区有価物連絡会
11	法典	法典地区有価物連絡会	
12	中部	夏見	夏見地区有価物連絡会
13		高根・金杉	高根金杉地区有価物連絡会
14		高根台	高根台地区有価物連絡会
15		新高根・芝山	新高根地区有価物等管理会
16			芝山地区有価物回収等連絡会
17	東部	前原	前原自治連合有価物連絡会
18			前原団地自治会
19		三山・田喜野井	三田習志地区有価物回収連絡会
20			二宮飯山満地区有価物連絡会
21		二宮連合町会有価物連絡会	
22		薬円台	薬円台地区有価物連絡会
23	習志野台	習志野台地区有価物連絡会	
24	北部	二和	二和地区有価物連絡会
25		三咲	三咲地区有価物連絡会
26		八木ヶ谷	八木ヶ谷地区有価物連絡会
27		松が丘	古和釜中学校区有価物連絡会
28		大穴	大穴中学校区PTA有価物連絡会
29		豊富	豊富地区有価物連絡会
30			小室地区有価物連絡会
31	坪井	坪井地区有価物連絡会	

資源ごみ回収団体(55団体)エリアマップ



※現存する平成17年8月1時点の区域割図に基づき作成。
(最新のエリアとは異なる可能性あり)

0 1,000 2,000 3,000 4,000 m
SCALE=1:50,000

	地域	24地区	団体名	
1	南部	湊町	若松2丁目住宅管理組合	
2			若松二丁目自治会	
3			湊町連合自治会	
4			若松1丁目自治会	
5			船橋ファミリータウン自治会	
6			心なばしハイツ自治会	
7			浜町プリズム自治会	
8			ワグナー・インテリSAZAN管理組合	
9			宮本	グリーン船橋宮本地区連
10			本町	本町地区連合町会
11			海神	海神地区連絡協議会
12				南海神地区有用物協働会
13				西海神地区有用物協働会
14	西部	葛飾	西船地区有用物協働会	
15		中山	本中山地区有用物協働会	
16		塚田	塚田地区連合自治会	
17			行田団地自治会	
18		法典	法典地区連合協議会	
19			法典地区自治会町会連合会	
20	丸山町会			
21	夏見	夏見地区連合自治会		
22		夏見台団地自治会		
23	高根・金杉	高根金杉地区自治会連合会		
24		緑台町会		
25		金杉台住宅管理組合		
26	中部	高根台	金杉台団地自治会	
27		高根台地区有用物協働会		
28	高根台団地自治会			
29	新高根・芝山	芝山地区資源リサイクル回収組合		
30		芝山団地管理組合		
31		独)都市再生機構(芝山管理サービス)		
32		新高根地区有用物協働会		

	地域	24地区	団体名
33	東部	前原	前原自治連合協議会
34		三山・田喜野井	三山地区有用物連絡会
35			田喜野井地区連絡協議会
36			船橋市習志野一丁目町内会
37		二宮・飯山満	二宮連合町会有用物連絡会
38			二宮飯山満地区連有用物連絡会
39		葉円台	葉円台地区有用物連絡会
40		習志野台	習志野台地区有用物協働会
41			習志野台B地区有用物協働会
42			習志野台団地自治会
43	習志野台4団地協議会		
44	習志野台みゆき町会		
45	習志野台3丁目町会		
46	北部	二和	二和地区自治会連合会
47		三咲	三咲地区連絡協議会
48		八木が谷	八木が谷地区有用物協働会
49		松が丘	松が丘町会自治会連合会
50		大穴	大穴地区町会自治会連合会
51			日和台自治会
52		豊富	豊富地区連合町会
53			小室地区連絡協議会
54			みつば自治会
55	坪井	坪井地区自治連合会	

地区別の回収量は、横ばい。

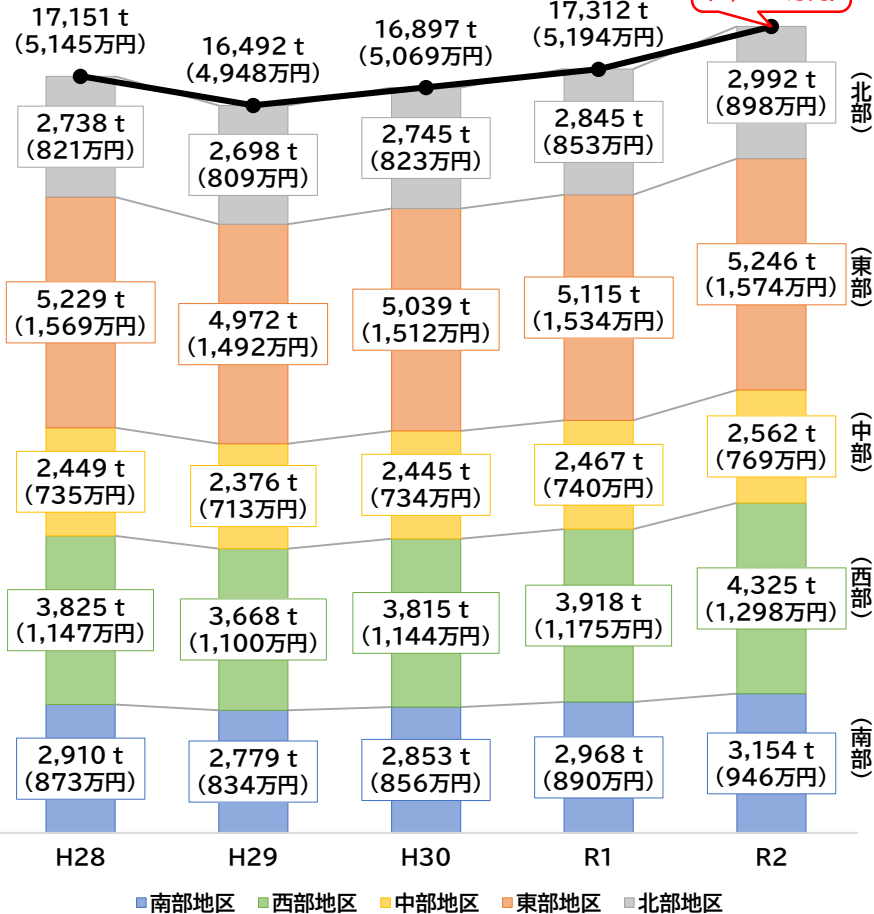
有価物

地区別(5ブロック)「有価物」の回収重量・協力金



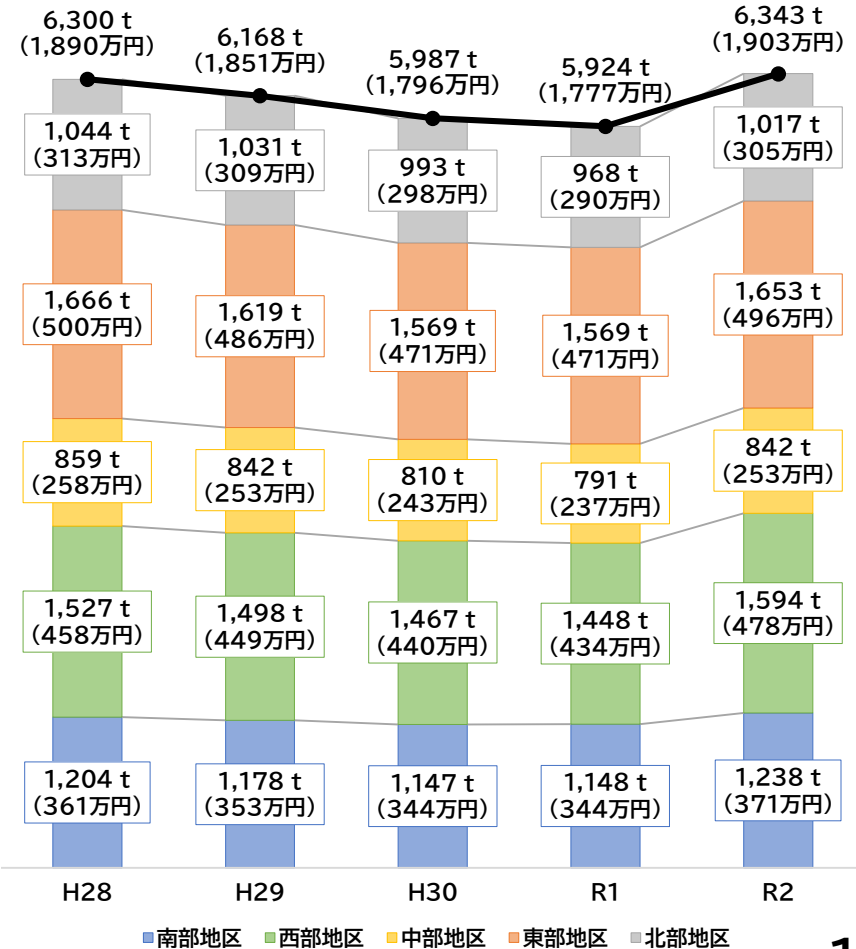
前年比: +968 t

18,280 t
(5,484万円)



資源ごみ

地区別(5ブロック)「資源ごみ」の回収重量・協力金



有価物・資源ごみ回収費

他市状況



近隣市の比較(集団回収)

※他市では、ごみ収集ステーションでの行政回収も実施

	有 価 物		資 源 ご み	
	回収方法	報償金	回収方法	報償金
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収: 団体が決めた集積場所 ・個別回収: 各家庭の玄関前 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、布類 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収 2円/kg+500円/月 ・個別回収 1円/kg 	なし	なし
柏市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 古紙類(新聞紙、段ボール、雑誌・ざつ紙、紙パック)、古着、古布類 	・3円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> ペットボトル、空ビン類、空カン類、金属類 	・3円/kg
習志野市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 回収業者と登録団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌、雑がみ、古着類、段ボール、紙パック 	・4円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 回収業者と登録団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> カン・ビン 	・4円/kg
市川市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 紙(新聞紙、雑誌、段ボール)、布 	・3円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 回収業者と登録団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> ビン・カン 	・3円/kg
松戸市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収: 団体が決めた集積場所 ・軒下回収: 各家庭の玄関前 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 紙(新聞紙、雑誌、段ボール)、布 	・2円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収: 団体が決めた集積場所 ・軒下回収: 各家庭の玄関前 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> カン、ガラスびん、ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ・カン、ガラスびん 2円/kg ・ペットボトル 10円/kg
八千代市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 回収業者と登録団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌、段ボール、古布 	・4円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 回収業者と登録団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> アルミ缶 	・4円/kg
浦安市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回収場所 <ul style="list-style-type: none"> 拠点回収: 団体が決めた集積場所 ■ 対象品目 <ul style="list-style-type: none"> 紙類(新聞紙、雑誌、段ボール)、繊維類(古着、古布)、皮革類 	・7円/kg	なし	なし

有価物の場合…
31団体に支払い

【船橋市の場合】

ごみ収集ステーションに出された量
に応じて協力金を支払い

【他市の場合】

集団回収の集積場所に出された量
に応じて協力金を支払い

協力金

協力金

1kgあたり
3円

1kgあたり
3円

ごみ収集ステーション

有価物



資源ごみ



可燃
ごみ

ペット
ボトル

不燃
ごみ

回収実績に
応じて支払い

1kgあたり
●円
集団回収の
集積場所

有価物



資源ごみ



ごみ収集ステーション

可燃
ごみ

不燃
ごみ

ペット
ボトル
※

有価物



資源ごみ



※自治体によっては、
ペットボトルを
集団回収の対象と
している場合あり